**熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金**

**Q&A（よくあるお問合せ）**

≪令和７年（２０２５年）７月１５日現在≫

１　概要

問１－１：熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金（以下、「特別高圧電気料金補助金」という。）の概要を教えてください。

答：電気料金の高騰に伴い、国が実施している「電気・ガス激変緩和対策事業」の対象外となっている特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するものです。

２　対象者について

問２－１：どのような事業者が対象ですか。

答：県内で受電する特別高圧に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結し、電気料金を負担している企業等が対象です。ただし、次の場合は対象外となります。

1. 国及び地方公共団体（公営企業を含む）
2. 発電事業者
3. 補助金の対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る本県の他の支援制度の対象となる者

問２－２：「②発電事業者」とは具体的にはどのようなものですか。

答：業として発電事業を行う者を指します。“自家発電”で発電を行っている場合は該当しません

問２－３：「③ 補助金の対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る本県の他の支援制度の対象となる者」とは、具体的にはどのようなものですか。

答：本県が実施する次の事業に該当するものを指します。

○本県が実施する「医療機関・福祉施設等を対象とした物価高騰対策支援金」の補助対象者

・保険医療機関等（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、柔道整復、あはき、助産所、歯科技工所）

・保険薬局

・介護関係等（老人福祉施設、介護保険施設、介護保険事業所）

・障がい関係等（障害福祉のサービス事業所等）

・保護施設（救護施設）

・児童養護関係（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親）

・一般公衆浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場や市町村の一般会計で運営されている一般公衆浴場（特別会計のみで運営されている施設を除く）を除く）

・医薬品卸（薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱い、かつ、医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積が概ね100平方メートル以上の医薬品卸に限る）

・クリーニング事業者（取次店除く）

・私立幼稚園（私学助成園）、認可外保育施設（熊本市を除く）

・保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育、認可外保育施設

○県が実施する「地域交通燃料価格高騰対策事業」の補助対象者

　　・地域鉄道事業者

○県が実施する「集出荷施設等コスト高騰対策支援事業」「農業水利施設電気料金高騰対策事業」の補助対象者

　・農業者の組織する団体等、土地改良区

○本県からの委託を受けた指定管理者で、電気料金高騰について所要の措置が講じられている者

問２－４：補助金額はいくらですか。

答：令和６年（２０２４年）８月から令和６年（２０２４年）６月及び令和７年（２０２４年）１月から令和７年（２０２４年）３月までの期間に特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の累計に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）が補助金額です。

ただし、大企業等については、予算の執行状況等に応じ、補助上限額を設ける場合があります。

【補助単価】

１．０円／kWh　（Ｒ６.８月～９月）

０．７円／kWh　（Ｒ６.１０月、Ｒ７.１月～２月）

０．４円／kWh　（Ｒ７.３月）

問２－５：「中小企業」「大企業等」はどのように判断すればよいですか。

答：「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定するものを指します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 中小企業（下記のいずれかを満たすこと） |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 | ３億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなしません。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

また、「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定するものを指します。

　　事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、

協業組合、商工組合、商工組合連合会

「大企業等」とは、上記（ただし書きア、イ及びウを除く。）に該当しないものを言います。

問２－６：中小企業基本法における「会社」とは、どのようなものですか。

答：会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）を指します。

また、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）は、「会社」の範囲に含みます。

問２－７：「大企業等」にはどのようなものが含まれますか。

答：独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人が含まれます。

問２－８：特別高圧を受電する複数の事業所を運営している場合、どのように申請すればよいですか。

答：事業所ごとではなく、１企業あたり１申請となります。

問２－９：本社は熊本県内で、特別高圧受電施設が熊本県外にある場合は、対象ですか。

答：対象外です。

問２－１０：本社は熊本県外で、特別高圧受電施設が熊本県内にある場合は、対象ですか 。

答：対象です。

３　契約形態

問３－１：特別高圧受電契約とは、どのような契約を指しますか。

答：供給電圧が20,000V以上で電気を受電している契約を指します。

問３－２：特別高圧受電契約の相手方である小売電気事業者に、指定はありますか。

答：契約先の指定はありません。

問３－３：特別高圧以外の電力について負担軽減策はないのですか。

答：低圧、高圧電力の価格高騰については、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、値引き支援が行われています。

４　申請について

問４－１：令和６年（２０２４年）８月から令和６年（２０２４年）１０月及び令和７年（２０２４年）１月から令和７年（２０２４年）３月までの期間に特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量が対象とされていますが、例えば、検針日がR6.8.30の分（電力使用量算定対象期間R6.7.30～R6.8.29）は対象ですか。

答：検針日が令和６年（２０２４年）９月～令和６年（２０２４年）１１月、令和７年（２０２５年）２月～令和７年（２０２５年）４月のものが対象です。

電力使用量算定対象期間のＲ６.８月検針日にＲ６.８月分の電力使用量が含まれるものであっても、検針日がＲ６.９月～１１月、Ｒ７.２月～４月以外であればその分は対象外です。

逆に、検針日がＲ６.１１.３０の分（電力使用量算定対象期間Ｒ６.１０.３０～１１.２９）には１１月分の電力使用量が含まれますが、これを日割り計算等により除外する必要はありません。



問４－２：添付書類の「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたＰＤＦデータをもって代えることは可能ですか。

答：可能です。

問４－３：添付資料の「電力使用量が確認できる書類」とはどのような書類ですか。

答：小売電気事業者が発行した請求書、領収書、検針票や「電気料金のお知らせ」等を指します。また、小売電気事業者が提供しているWebサービスで電力使用量が分かる場合は、当該ページの写しでも構いません。

紛失した場合は、小売電気事業者に問い合わせの上、電力使用量が確認できる資料の再発行等を依頼してください。

問４－４：申請書類を普通郵便で郵送してもよいですか。

答：受け取り確認ができる簡易書留又はレターパックプラスでの郵送をお願いします。

問４－５：申請書類を持参してもよいですか。

答：持参も可能です。この場合は、事前にご連絡ください。

問４－６：申請者と補助金の振込先の口座名義人が異なる場合はどのようになりますか。

答：交付申請者の口座への支払いが原則ですが、例えば親会社と子会社との間での取り決めなど、ご事情がある場合、申請者と異なる口座名義人への支払も可能です。この場合、補助金受領の権限を、申請者（委任者）から振込先の口座名義人（受任者）へ委任したことがわかる「委任状」（押印要）を別途ご提出ください。様式は熊本県ホームページに掲載しています。

問４－７：振込先の口座が当座預金のため通帳がなく、写しを提出できない場合はどうすればよいですか。

答：当座勘定照合票やインターネット上で確認できる「お客様情報照会」等を画面印刷したものをご提出ください。その際、取引内容等の口座関係以外の情報は見えないように加工してください。

５　申請後について

問５－１：申請後、補助金の給付までどのくらいかかりますか。

答：予算の執行状況等に応じ、補助上限額を設ける場合があり、事業者の方々からの申請状況等を見極める必要があるため、申請受付期間後の令和７年１２月頃を想定しています。

問５－２：申請が早い方がよいのですか。予算の範囲内での先着順になりますか。

答：先着順ではありません。本書や公募要領等をご参照いただき、必要な書類をご用意の上、期間内に申請してください。

６　テナント関係について

問６－１：大型商業施設等の特別高圧受電施設に入居し、電気料金を負担するテナント事業者がある場合、どのようになりますか。

答：特別高圧の電気料金の一部を負担するテナント事業者がある場合は、その負担等に応じ事業者へ還元することを要件とします。

問６－２：特別高圧受電事業者と、テナント事業者の間の契約は特別高圧である必要がありますか。

答：小売電気事業者等と特別高圧受電施設間の契約が特別高圧の電力需給契約であれば、特別高圧受電施設とテナント事業者間の契約内容（電気料金の負担や低圧・高圧での需給要件等）は問いません。

問６－３：交付申請までにテナント事業者へ還元を完了させる必要がありますか。

答：交付申請までに還元を完了させる必要はありませんが、交付申請時に還元が完了していなかった場合は、令和８年（２０２５年）１月３０日までに還元手続きを完了させ、様式２－２（還元状況等を修正したもの）を再度ご提出いただく必要があります。

問６－４：テナント事業者への還元方法は指定されていますか。

答：指定していませんが、特別高圧受電施設においては、テナント事業者と協議を行い、還元方法、還元時期、金額等について同意を得るようにしてください。「同意書」のサンプルは熊本県ホームページに掲載しています。（同意書の県への提出は必要ありません。）

問６－５：交付申請額が補助上限額に達する場合、テナント事業者への還元額はどのように算出すればよいですか。

答：交付申請者及びテナント事業者の補助相当額の割合に応じ、交付申請額を案分する等、不平等が生じないよう算出してください。

問６－６：子メーター等がなく、テナント事業者毎の電力使用量が判明しないような場合は、どのように申請すればよいですか。

答：店舗面積による案分など、客観的事実に基づいて合理的に説明できる方法により算出してください。

問６－７：子メーター等がなく、テナント事業者毎の電力使用量を１㎡あたりの単価に基づき算出しており、その単価に電気料金の高騰の影響を反映させていない場合、還元する必要はありますか。

答：テナント事業者が電気料金の高騰の影響を受けていない場合は、還元する必要はありません。この場合は、単価に電気料金の高騰の影響を反映させていないことがわかる資料を添付してください。

問６－８：本補助金の対象期間中に閉店又は開店したテナント事業者は対象ですか。

答：対象です。

問６－９：本補助金の対象期間中にテナント事業者が交代した場合は対象ですか。

答：交代前と交代後、それぞれのテナント事業者が対象です。なお、同意書はそれぞれのテナント事業者と取り交わす必要があります。

問６－１０：テナント事業者が直接申請することはできますか。

答：テナント事業者が補助金を申請することはできません。特別高圧受電事業者にて各テナント事業者の電力使用量を取りまとめのうえ、申請してください。

問６－１１：廃業等によりテナント事業者に還元することが難しい場合はどのようにすればよいですか。

答：本補助金の問い合わせ先に連絡のうえ、その指示に従ってください。

７　その他

問７－１：消費税は補助対象になりますか。

答：補助対象になりません。

委 任 状

【問４－６関係】

 令和　　年（　　　　年）　　月　　日

熊本県知事　木村　敬　様

 　　　　　　　　　　　　債権者（委任者）

住所

法人名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金の受領の権限について、

下記の者へ委任します。

記

 （受任者）

 　　　住所

法人名

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【振込口座】

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | （右詰で記入してください） |
| 口座名義人（カタカナ） |  |

※ 債権者の住所等は、請求者（申請者）と同じものを記入して下さい。

委任者側担当者名：○○　○○　　連絡先：096-123-4567

受任者側担当者名：▲▲　▲▲　　連絡先：096-777-7777

熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金の申請に関する同意書

【申請者名】

法人名・屋号代表者の職・氏名 殿

貴社が「熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援事業補助金（以下、「補助金」という。）」の交付申請を行うにあたり、以下の事項について同意します。

（１）熊本県に、以下の情報を提供すること。

 　 ・テナント名　・法人名・屋号　・令和５年１月から同年９月までの電力使用量

・その他熊本県が必要と認める情報

（２）当社を含む各テナント事業者に補助金を還元する方法、金額及び時期等については貴社に一任し、その決定に従うこと。

（３）虚偽、法令違反、誤り等が判明した場合、又は貴社の決定に応じない場合において、還元対象からの除外又は還元された補助金の返還等の処分を受けること。

（４）下記のいずれにも該当しないこと。

①　国及び地方公共団体（公営企業を含む）

②　補助金対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る県の他の支援制度の対象となる者

　○県が実施する「医療機関・福祉施設等を対象とした物価高騰対策支援金」の補助対象者

・保険医療機関等（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、柔道整復、あはき、助産所、歯科技工所）

・保険薬局

・介護関係等（老人福祉施設、介護保険施設、介護保険事業所）

・障がい関係等（障害福祉のサービス事業所等）

・保護施設（救護施設）

・児童養護関係（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親）

・一般公衆浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場や市町村の一般会計で運営されている一般公衆浴場（特別会計のみで運営されている施設を除く）を除く）

・医薬品卸（薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱い、かつ、医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積が概ね100平方メートル以上の医薬品卸に限る）

・クリーニング事業者（取次店除く）

・私立幼稚園（私学助成園）、認可外保育施設（熊本市を除く）

・保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育、認可外保育施設

　○県が実施する「地域交通燃料価格高騰対策事業」の補助対象者

・地域交通事業者

○県が実施する「集出荷施設等コスト高騰対策支援事業」「農業水利施設電気料金高騰対策事業」の補助対象者

・農業者の組織する団体等、土地改良区

○本県からの委託を受けた指定管理者で、電気料金高騰について別途所要の措置が講じられている者

（５）次のいずれにも該当しないこと。

①　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

令和　　年（　　　　年）　　月　　日

　　　　　　　　　　【テナント事業者】　　法人名・屋号名　　　　：

　　　　　　　　　　　　　代表者（責任者）の職・氏名：